資料 17 - 4

# ＜参考説明＞
# 平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について

２０１６年７月２８日
総　　務　　省
総合通信基盤局

# 情通審答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」を踏まえた対応状況



○ **情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」**（平成27年9月14日）において、**NTT東日本・西日本は、平成28年度から以下の措置を反映すべく、接続約款の変更認可申請を行うことが適当**とされた。
本件における各措置の対応状況は以下のとおり（平成28年7月27日認可）。

| 情通審答申において示された措置 | 対応状況 |
|---|---|
| ① 平成28年度以降の接続料の低廉化<br>〈具体的な取組〉<br>・ 企業努力による更なる効率化・費用削減<br>・ 償却方法の定額法への移行<br>・「コスト把握の精緻化」<br>上記取組により、「『新たな需要創出を前提とした大胆な推計では2019（平成31）年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み』とNTT東西が表明したように相当の接続料の低廉化が期待できる」（同答申） | ・ 平成28年度から平成31年度までの**4年間の将来原価方式**（ただし、各年度の費用の実績値と収入の実績値の差額を、翌々年度以降の接続料原価に算入）**で接続料を算定。**<br>・ 各取組により、平成31年度の接続料は以下のとおり。<br>〈光信号主端末回線（シェアドアクセス方式）〉<br>**NTT東日本：2,036円、NTT西日本：2,044円** |
| ② 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、適用年度の接続料を前年度と同水準以下とし、その差額分は後年度以降の接続料に加算して回収することができるようにすること | ・ 主端末回線と、分岐端末回線1回線の接続料の合計が、前年度と比較して上昇する場合に、**希望する事業者に対して左記措置を適用することを接続約款に規定。** |
| ③ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し | ・ NTT東日本・西日本において<br>－ 平成26年度末の固定資産データを用いた推計<br>－ 日本公認会計士協会の実務指針を踏まえた検討<br>を行った結果、**現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況に至っていないと判断**し、本申請には反映されていない。 |

○ その他、同答申で示された「加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方」について、電気通信事業法施行規則、情報開示告示の改正を踏まえ、以下の事項を接続約款に規定。

・「8収容」の原則

一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を収容すること。

・ 全ての電柱等の位置情報の開示

現在開示されている光配線区画の外縁の電柱等の位置情報に加えて、光配線区画内の全ての電柱等の位置情報を開示すること。

# 加入光ファイバ（主端末回線）に係る接続料原価の予測

○ **①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③「コスト把握の精緻化」**により、加入光ファイバに係る接続料原価は、NTT東日本・西日本とも、**平成28年度から平成31年度にかけて低減。**

○ **平成26年度の費用と収入の差額（実績値）を平成28年度の接続料原価**に、**平成27年度の費用と収入の差額（見込値）を、調整額として、平成29年度及び平成30年度に1/2ずつ算入。**

○ 自己資本利益率は、**主要企業の自己資本利益率の直近の実績（平成26年度：8.16）が、平成27年度以降も継続するものと仮定**し、自己資本費用を算出。

・ NTT東日本

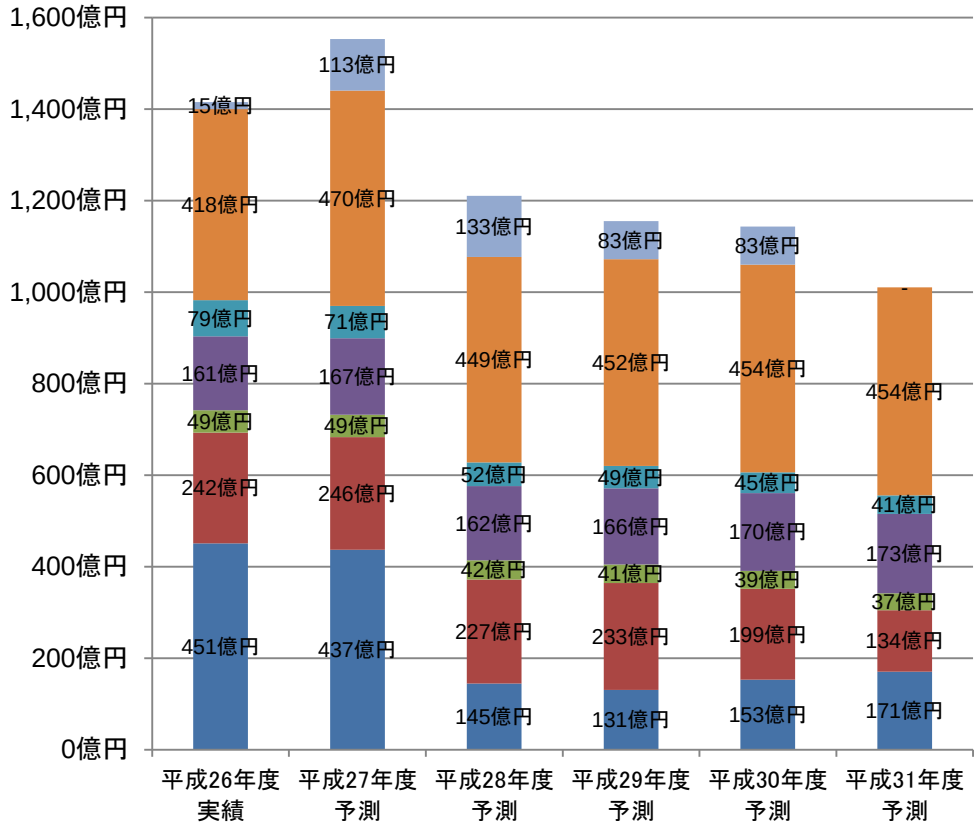


・ NTT西日本

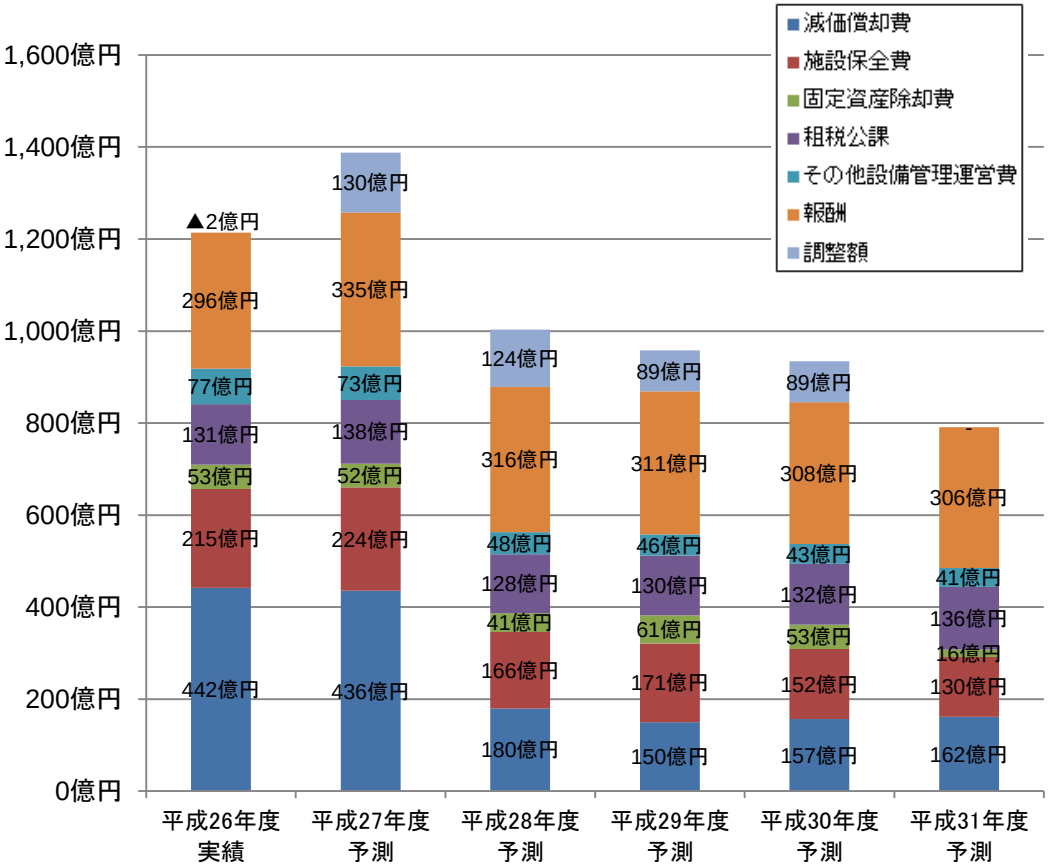

# 加入光ファイバに係る接続料の改定

○ 加入光ファイバに係る接続料は、NTT東日本・西日本とも、**平成28年度から平成31年度にかけて低減**。

○ うち、シェアドアクセス方式に係る**平成31年度の主端末回線の接続料はＮＴＴ東日本においては2,036円、ＮＴＴ西日本においては2,044円**となり、更なる低廉化を実現。

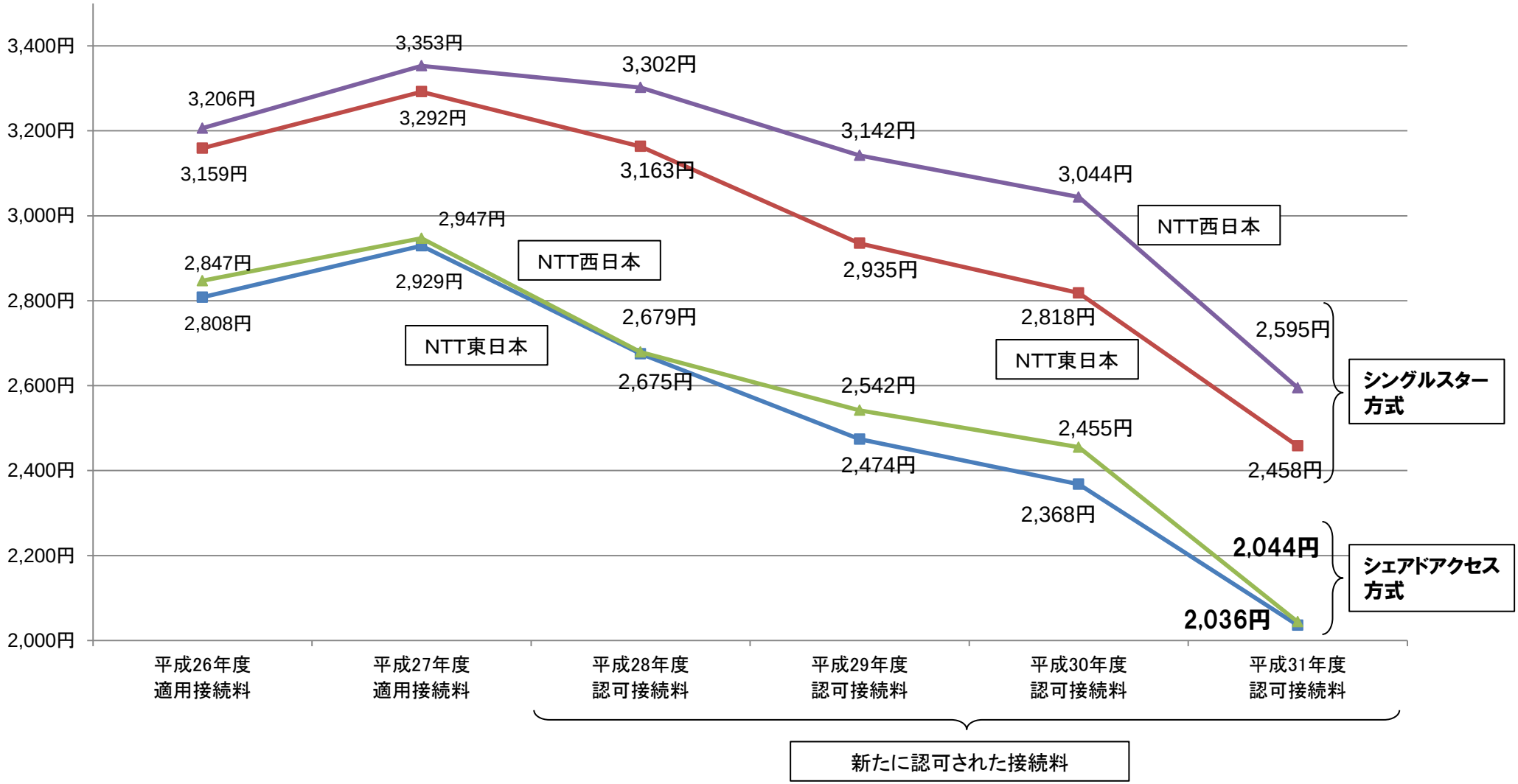

# シェアドアクセス方式に係る接続料（平成28年度）

○ NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線～主端末回線）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。

〔収容数別に見た接続料の合計額（ＮＴＴ東日本の場合）〕

| 収容数 | 接続料合計 | 収容数 | 接続料合計 |
|---|---|---|---|
| 1 | 3,323円 | 5 | 1,183円 |
| 2 | 1,986円 | 6 | 1,094円 |
| 3 | 1,540円 | 7 | 1,030円 |
| 4 | 1,317円 | 8 | 982円 |

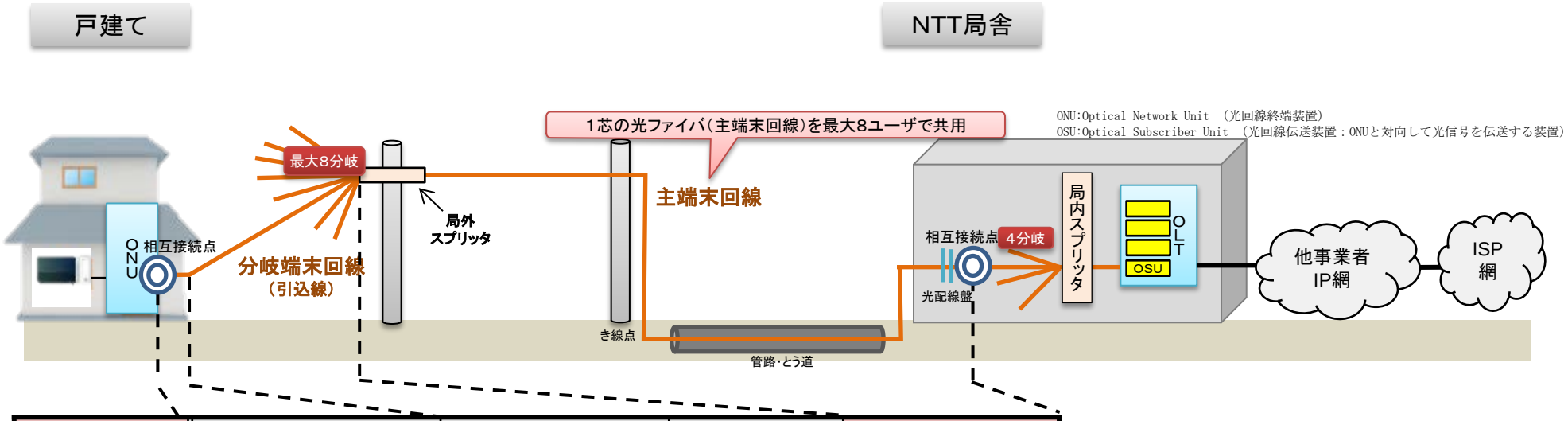


| 申請接続料※1 | 光屋内配線加算額※2 | 光信号分岐端末回線 | 回線管理運営費 | 光信号主端末回線 |
|---|---|---|---|---|
| NTT東日本 | 186円/分岐端末回線 | 405円/分岐端末回線 | 57円/分岐端末回線 | 2,675円/主端末回線 |
| NTT西日本 | 183円/分岐端末回線 | 484円/分岐端末回線 | 66円/分岐端末回線 | 2,679円/主端末回線 |

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費、局内SP、OSUは実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。